**○経済産業省令第三十六号**

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和元年九月十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（火薬類取締法施行規則の一部改正）

**第一条**　火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （法第六条第三号の経済産業省令で定める者）<br>**第三条の二**　法第六条第三号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により火薬類の製造又は販売の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 | ［新設］ |
| **様式第１**（第２条関係）<br>［略］ | **様式第１**（第２条関係）<br>［略］ |
| ［略］ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ |
| 欠格事由に関する事項 | 欠格事由に関する事項 |
| ２　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後３年を経過していない者 | ２　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後３年を経過していない者 |
| ３　心身の故障により火薬類の製造の業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定めるもの | ３　成年被後見人 |
| ［略］ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ |
| **様式第６**（第10条関係）<br>［略］ | **様式第６**（第10条関係）<br>［略］ |
| ［略］ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ |